

及解雇手當を支給すること（承認）  
○今回の件に関し一名も犠牲者を出さざること  
○大藏會館借賃三圓及飲食代二圓を負擔支拂ふこと。  
以上

報告第二二九號

三河運輸株式會社小森江造船所労働争議

發生 昭和九年五月 九日  
解決 同 五月十三日